

施策集

II 施策集

目次

(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第 10 条関係】	39
(2) オープンデータの促進【基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】、 データの円滑な流通の促進【基本法第 11 条第 3 項関係】	44
(3) データ利活用のルール整備【基本法第 12 条関係】	52
(4) マイナンバーカードの普及・活用【基本法第 13 条関係】	56
(5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）【基本法第 14 条関係】	61
(6) 情報システム改革・業務の見直し【基本法第 15 条第 1 項関係】	65
(7) データ連携のためのプラットフォーム整備【基本法第 15 条第 2 項関係】	70
(8) 研究開発【基本法第 16 条関係】	77
(9) 人材育成、普及啓発等【基本法第 17 条、第 18 条関係】	83
(10) 国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第 19 条関係】	88
(11) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	89

[基本的施策ごとの重点的に講ずべき施策]

- ・ 前述の重点分野ごとに期待されるメリットの実現のために、重点的に講ずべき施策を、基本法第10条から第19条までに規定する基本的施策ごとに、スケジュール、KPI等を整理した上で、次項以降に示す。
- ・ 施策を実施する上で、課題の把握自体が十分に行われていないものも多く存在しており、そのような施策については、政府CIOを中心にフォローアップを行う際に、課題やスケジュール、KPI（進捗、効果）を更に明確化していくこととする。
- ・ 具体的施策の内容によっては、基本法第10条から第19条までに規定する複数の基本的施策に関連するものもある。具体的施策が、どの基本的施策と関連するのかが分かるよう整理しつつ、総合的かつ効果的に具体的施策を実施することとする。
- ・ あわせて、基本法第9条に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が、それぞれ地方版の計画を策定することとされていることを踏まえ²⁴、各地方公共団体がその計画に基づき実施する施策と、国が策定する基本計画の具体的施策との関連性についても整理しつつ、実施する。

²⁴ 基本法第9条では、都道府県は、国の基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データの利活用の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県官民データ活用推進計画）を定めることとされている。特別区を含む市町村は、国の基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（市町村官民データ活用推進計画）を定めるよう努めることとされている。

II-1-1(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第10条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 平成14年に行政手続の電子化を可能とする行政手続オンライン化法（平成14年法律第151号）が制定された。平成25年には、個別の改革事項28項目（国税関係書類のスキャナ保存要件の緩和、高校での遠隔授業の正規授業化等）から成るアクションプランを策定し、各種制度改革が進展している。
- ・ 平成28年には網羅的な実態把握を行い、国の手続では法令上の規制はないもののオンライン化されていない手続や、オンライン化されていてもオンライン利用率が低い手続が多数あること等が明らかになる一方、特に地方公共団体の手続の更なる実態解明が必要である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 行政手続等の棚卸し

- 行政手続等の実態（法令等における書面・対面規定の洗い出し、添付書類の重複確認等）を把握するための棚卸しが必要。
- 平成29年度末までに棚卸しの結果を取りまとめ、それを踏まえ、府省庁は行政手続ごとにオンライン化原則に向けた見直しの期限や平成32年度までの目標値（進捗率、縮減額等）を明らかにした計画を策定。
- オンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進により、例えば、住民票の写しや戸籍謄抄本の提出不要化等、サービス利用者と提供者双方の負担の最小化と、質の高い行政サービスを実現。

KPI（進捗）： 棚卸し進捗率

KPI（効果）： 行政手続等ごとのコスト縮減額等

・ 地方一民の行政手続の棚卸し

- 地方公共団体の行政手続の実態（手続件数、添付書類の重複確認等）を把握するための棚卸しを実施する必要。
- 棚卸しの結果を踏まえ、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策を平成29年度末までに取りまとめ、地方公共団体において策定する官民データ活用推進計画に組み込まれることを促進。また、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策のとりまとめに合わせ、進捗等に関するKPIを設定。
- これにより、国民が窓口に出向かず各種行政の申請をWeb上で完結できること、行政機関等からの情報をWeb上でプッシュ型通知により受け取ることができること等を実現できる環境を整備。

・ 民一民の取引における対面・書面原則の見直し

- 民間取引における対面・書面手続の実態（法令上オンライン手続が可能だが、慣習として対面・書面手続が残っている場面の洗い出し、法令上オンライン手続ができない手続の洗い出し。）を把握するための棚卸しの実施が必要。
- 棚卸しの結果を踏まえ、見直し方策や平成 32 年までに達成すべき目標（評価指標（KPI）等）を定めたプログラムを平成 29 年度末までに策定。
- これにより、サービス利用者と提供者双方の取引コスト等の縮減を実現。

KPI（進捗）： 法令上オンライン手続不可となっている取引のうち、オンライン手続可能となった取引の数

・ オンライン化原則に向けた法整備等

- 「行政手続等の棚卸し」や「地方一民の行政手続の棚卸し」、「民一民の取引における対面・書面原則の見直し」を踏まえ、平成 29 年度中に改正が必要な個別法を把握し、平成 30 年通常国会以降、順次、一括して個別法の改正を実施。

KPI（進捗）： 個別法の改正

・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化

- 上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、住民票の写しや戸籍謄抄本等の取得や提出、処理事務に要するサービス利用者と提供者双方の負担の縮減。
- 平成 30 年上半期までに、マイナンバー制度等を活用した住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化に向けた方策を取りまとめ（見直しの期限や平成 32 年度までの目標値（具体的な KPI（進捗）の値等を含む））、それに基づき取組を実施。なお、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入については、平成 31 年度までに必要な法整備等を実施。

KPI（進捗）： 住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出が不要となった行政手続等の数

KPI（効果）： 住民票の写しや戸籍謄抄本等の取得等に要するコスト縮減額等（年間 1 千億円超）

・ 行政手続等における登記事項証明書の提出不要化

- 上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、登記事項証明書の取得や提出、処理事務に要するコストを縮減。

- 平成 30 年上半期までに登記事項証明書の添付省略が可能な行政手続等を特定し、見直し期限や平成 32 年度までの目標値（進捗率、縮減額等）を含む具体的な手順・工程表を策定し、それに基づき取組を実施。

KPI（進捗）：提出不要化した行政手続等の数

KPI（効果）：取得等に要するコスト縮減額等

・ 法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携

- 企業情報（役員の変更等）の変更等に伴い、複数の行政機関（税務署、法務局等）に同様の届出が必要となるなどのコストを縮減。
- 上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、平成30年度上半期までに、バックオフィス連携の対象とする手続やシステムを特定するとともに、平成 32 年度までの目標値（手続数、縮減額等）等を定めた方針を策定し、それに基づき実施。

KPI（進捗）：行政機関等の中でバックオフィス連携している手続の数

KPI（効果）：バックオフィス連携によるコスト縮減額等

・ マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達²⁵

- 国の電子調達システムのオンライン利用を促進し、法人側の調達に係る負担を軽減することが重要。
- 平成 29 年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえたマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムを開発。平成 30 年度に利用開始。

KPI（進捗）：マイナンバーカード・電子委任状を活用した電子調達の利用件数

KPI（効果）：電子応札率

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

・ 社会保険・労働保険関係事務の IT 化・ワンストップ化

- 社会保険・労働保険に関する手続に係る事業者の負担軽減を図るため、この分野でのオンライン利用の利便性向上を図る必要。
- 民間システム開発者との対話を通じた API 対応ソフトウェアの普及促進や添付書類の省略に取り組むとともに、業務フローの可視化、電子申請の

²⁵ 公的個人認証の更なる利用拡大やオンラインでの行政手続・民間取引における各種手続本人確認方法の合理化。

利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定。これら一連の取組について、規制改革推進会議とも連携しながら平成 32 年度までに電子化を徹底するための工程表を作成し、実施。

KPI（進捗）： 電子的申請の利用率

KPI（効果）： 行政手続のコスト削減

・ 住民税の特別徴収税額通知の電子化等²⁶

- 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、平成 28 年度から電子署名付きの電子データ（正本）の送付が可能となったものの、対応市区町村数が少数。また、特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子交付が不可。

< 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用） >

- 正本の電子化を行っていない市区町村に対して、継続的に助言等の支援を実施。平成 29 年度中に平成 32 年度までの目標値（実施市区町村数）を策定。

< 特別徴収税額通知（納税義務者用） >

- 平成 29 年中に電子化の可能性を検討し、結論を得次第速やかに措置。

KPI（進捗）： 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化実施市区町村の数

・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実²⁷

- 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の利用状況を踏まえつつ、普及の阻害要因が判明した場合に、その解決に向けた検討・取組を行うことが必要。
- 環境整備の進まない地域や OSS への理解が進んでいない関係団体への働きかけ、軽自動車等への対象車種拡大や輸出手続等の対象手続拡大も含めた一連の取組について、具体的な取組内容やスケジュールを平成 30 年上半期までに取りまとめ。

KPI（進捗）： OSS の導入地域数、対象車種数、対象手続数

KPI（効果）： OSS 利用率、OSS 申請件数

²⁶ 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化推進及び同通知（納税義務者用）の電子化の検討。

²⁷ 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の導入地域、対象車種、対象手続の拡大及び普及促進の実施。

・ 株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化²⁸

- 株主総会招集通知の添付書類のインターネットを利用する方法による提供を促進することにより、株主総会の招集の手続を合理化するとともに、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質の向上も図る。
- 株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる制度について、平成 30 年度中を目途に法制審議会の答申を得る。

KPI（進捗）：株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる新たな制度を利用する上場企業の数

・ 不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化

- 対面に加えて IT を活用した重要事項説明を可能にすることにより、遠距離の場合の負担が軽減されることや、対面するために要する時間の有効活用などの効果が期待。
- 賃貸取引については、平成 29 年 10 月以降、重要事項説明のオンライン化の本格運用を開始する。また、法人間売買取引については平成 29 年 8 月以降、1 年間の社会実験を行い、平成 30 年度中に結論を得る。更に、個人を含む売買については賃貸取引における本格運用の実施状況、法人間売買取引の社会実験の検討結果を踏まえて、社会実験又は本格運用を行うことを平成 30 年度中に検討。

KPI（進捗）：法人間売買取引の社会実験においてオンラインによる重要事項説明を実施した件数

KPI（効果）：不動産取引に係る重要事項説明の効率化

・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス

<子育て>

- 来庁を前提とする手続（対面）や、オンライン化されていない手続（書面）が多く、申請者の手続にかかる負担（時間、費用等）を縮減する必要性が存在。
- 子育てワンストップに関しては、平成 29 年度中にサービス検索・閲覧の開始、同年 10 月以降の保育所等の入所申請等を開始。
- これにより、国民が窓口に出向かず各種行政の申請を Web 上で完結できる、行政機関からの情報を Web 上でプッシュ型通知により受けることができることなどを実現。

KPI（進捗）：取扱機関数（地方公共団体等）

²⁸ 株主総会における議決権の電子的行使や招集通知の電子化。

KPI（効果）：平成 29 年度の実施状況を踏まえ検討

<介護、相続等>

- 高齢化社会の進展により、今後ますます高齢者に係る手続の増加が見込まれる。その中でも、介護・相続の手続は申請手続種類や申請先が多岐に亘るなど申請者に負担がかかるものもあり、マイナンバー制度の活用等により、その負担を軽減できるものがあると想定。
- 平成 29 年度内に現状の課題（介護者・相続人の負担状況、申請手続内容等）を整理し、課題解決に向けた方策を取りまとめ。平成 30 年度から、必要に応じて制度改正、マイナポータルの機能拡充等を行い、可能なものからワンストップサービスを開始。
- 手続の簡素化により介護者や相続人の負担を軽減。

KPI（進捗）：対応方針の策定

・ 産業保安手続のスマート化

- 産業保安法令（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法等）における事業者の申請手続は毎年約 25 万件にのぼるが、それらは全て現状紙申請でされており、官民ともに大きな負担。
- 平成 29 年度に①安全を前提とした現行手続の簡素化・標準化、②電子申請システムの要件定義を実施。平成 30 年度にシステムの詳細な仕様を固めた上で構築を開始し、早ければ平成 31 年度からの電子申請サービス開始を目指す。

KPI（進捗）：申請手続を電子化した手続の数

KPI（効果）：現行紙で申請されている諸手続の全面的なオンライン化

II-1-2) オープンデータの促進【基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】、 データの円滑な流通の促進【基本法第 11 条第 3 項関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 平成 24 年に「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 4 日 IT 本部決定）を策定し、国、地方公共団体、事業者において取組を開始した。現在は課題解決型オープンデータの推進として「一億総活躍社会の実現」等を強化分野に設定し、国・地方のみならず事業者の協力を求めながら進めている。（平成 29 年 5 月時点で、国のデータセット²⁹数は 19,422 件、取組済の地方公共団体は 279 団体。）

²⁹ データセットとは、データを公開する際に取りまとめられたデータの単位のこと。1つ以上のファイル（リソース）から構成されるもの（例えば白書、報告書など）。

- ・ デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物の利用環境の変化等を受け、新しい時代に対応した制度等の在り方について随時検討を行い、インターネット情報検索サービスや情報解析に関する権利制限規定等の整備・違法配信からのダウンロードの違法化（平成 21 年）、技術開発・試験のための利用に関する権利制限規定等の整備（平成 24 年）、電子書籍に対応した出版権の整備（平成 26 年）などの法的措置が講じられてきた。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 公開ルールの策定と、それに基づいた府省庁が保有する行政データの棚卸しの実施³⁰

- 潜在的なものも含め、オープンデータに対する民間ニーズを把握し、それに即したデータ公開を促進することが必要。
- 「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国等が保有するデータの実態把握に向け、平成 29 年内に府省庁が保有するデータの「棚卸し」を実施。

KPI（進捗）：棚卸し進捗率

・ 官民ラウンドテーブルの開催と、民間ニーズに則したオープンデータ推進³¹

- 平成 29 年内に実施する行政データの棚卸し結果を踏まえ、平成 29 年度下期に重点分野を中心に官民ラウンドテーブルを開催し、地方公共団体や事業者が保有するデータを含め、データの公開・活用の在り方（目標値や効果指標を含む。）を整理し、更なるオープンデータ化を推進。
- これにより、オープンデータを活用した新たなサービス創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）：官民ラウンドテーブルの開催を通じてオープンデータ化されたデータセット数

・ オープンデータ・バイ・デザインの推進³²

- 行政手続や情報システムがオープンデータを前提としていないため、各府省庁が保有するデータのオープンデータ化が限定的でデータの活用が不十分。

³⁰ 効率的に棚卸しを実施するため、オンライン化に関する行政手続等の棚卸しと併せて実施する。

³¹ 重点分野を中心に開催するとともに、民間事業者の保有するデータ（協調領域等）の公開と活用の在り方を検討。

³² 行政が保有するデータについては、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行う。

- 平成 29 年内に「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づく政府全体の実行計画を策定し、それに基づき、平成 30 年度内にオープンデータ・バイ・デザインを盛り込んだ府省庁の実行計画（KPI、取組機関等を含む。）策定率 100%を目標に推進。
- 更なるオープンデータ化を推進し、新たなサービス創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）：各府省庁での実行計画策定率

KPI（効果）：オープンデータ・バイ・デザインによるオープンデータ数及び当該データアクセス・ダウンロード数

・ 地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進

- オープンデータに取組済の地方公共団体は 279 団体（平成 29 年 5 月現在）であり、全体の約 15%。今後、各地方公共団体のニーズも踏まえた更なる支援を行うことが必要。
- 従来の伝道師³³の派遣等による支援に加え、平成 29 年中に地方公共団体が最低限公開することが望ましいデータセット・フォーマット標準例の提示や、都道府県・市町村官民データ活用推進計画の雛型への反映を行うとともに、地方公共団体職員等向けの試験環境の整備、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介（マッチング）機能の創設などの支援を通じ、平成 32 年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率 100%を目標に推進。
- これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）：オープンデータに取り組む地方公共団体数

・ 都市計画に関するデータの利用環境の充実

- 個人情報の処理方法が確立されていないなどの理由により、地方公共団体が保有する都市計画基礎調査情報のオープンデータ化が進展していない。
- 平成 29 年度中に検討委員会を設置し、個人情報保護との関係に係る課題の整理等を踏まえつつ、データの共通フォーマットを作成するなど、平成 30 年度中にガイドラインを作成し、都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）のオープンデータ化を促進。

KPI（進捗）：都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数

³³ オープンデータに造詣の深い有識者を「オープンデータ伝道師」として任命（3月30日に8名を任命）し、平成28年度より活動開始、地方公共団体に派遣。ツールとして、国の取組成果をまとめた自治体ガイドライン（手引書含む）の地方への展開や、地方公共団体向けパッケージ、オープンデータ100を携え、オープンデータの普及啓発及び立ち上げを支援。

・ 不動産登記情報の公開の在り方の検討

- 不動産登記情報については、有料でオンライン提供されている。
- 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを実施。

・ 登記所備付地図データの事業者等への提供

- 登記所備付地図の電子データは当該データが加工可能な形式で民間事業者提供されていないことが課題。
- 平成 29 年度より制度面・システム面等の課題の整理を行い、平成 33 年度までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。

・ 政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備

- 宇宙をビッグデータ基盤として位置付け、政府衛星データ（安全保障用途に係るものを除く。）について、平成 32 年度までに、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等の整備を行い、新たなビジネスを創出。

KPI（進捗）： オープン化されたデータ数、データへのアクセス数

KPI（効果）： 新たなサービス創出の件数

・ データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備

- 価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデータを提供し、かつ利用できる環境を整備するため、データの不正取得の禁止や暗号化など技術的な制限手段の保護強化等について、平成 30 年通常国会への法案提出を視野に詳細な検討を実施。

・ 著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備

- 文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）の結論を踏まえ、AI の作成を促進する観点からも、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。

KPI（進捗）： 著作権制度の見直しを含む必要な措置の実施

・ 教育の情報化の推進

- ICT 活用教育における著作物の円滑な利活用に向けて、平成 27 年 4 月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度

上の課題を含め、授業の過程における著作物等の公衆送信の円滑化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

KPI（進捗）：著作権制度の見直しを含む必要な措置の実施

・ 権利情報を集約したデータベースの利用促進

- 権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに推進。

KPI（進捗）：データベースの利用促進に係る措置を実施

・ データ利用権限の明確化を通じたデータ流通・活用の促進

- 契約においてデータの利用権限を公平に取り決めるための考え方を示すことを目的とした「データの利用権限に関する契約ガイドライン」等を踏まえて、事業者間での適切な契約締結を促し、データ流通及び利活用の活性化を図る。

KPI（効果）：ガイドライン等を活用した企業数

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

＜電子行政分野＞

・ 統計データのオープン化の推進・高度化³⁴

- 統計データについては、高度に利活用可能な形式での統計データ（元となるデータを含む。）の提供に対する要望。
- 平成 29 年度中に「政府統計の総合窓口（e-Stat）」で公表される統計データから機械判読に適した XML 形式の逐次提供を開始。また、平成 30 年度中に、統計データに関する利用者ニーズを把握する仕組みの導入、匿名データ利用に係る目的制限緩和、調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の制度面・運用面の見直し、オンサイト施設の設置数を拡大。
- これらにより、統計データの高度利用を促進し、「証拠」に基づく政策立案の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

KPI（進捗）：e-Stat で公表される機械判読に適した形のデータ数、匿名データ及び調査票情報の提供数

KPI（効果）：e-Stat での統計表の利用件数、API 機能による統計データの取得数、統計 LOD の利用件数、オンサイト施設利用数

³⁴ 統計データを高度に利活用するための環境（API機能、統計GIS等）の整備。

・ 法人情報の利活用促進

- 法人情報に関するデータ連携を更に進めるためには、利活用ニーズに即した形で法人インフォメーションのデータを拡充していくことが必要。
- 産業界との対話の場を通じて民間ニーズの高い法人情報（許認可情報、間接補助金の受託情報等）を特定するなど、平成 29 年度中に更なる法人インフォメーションの掲載情報拡充に向けた方針（将来的な効果やその目標を含む）を整理。平成 30 年までに 100 万件のデータ登録を目指す。更に、法人番号を活用しつつ、法人情報関連の政府システムとの API 連携を推進。
- これらの取組を通じ、ビジネスにおける法人情報の利活用推進や、行政手続のデジタル化・簡素化等を図り、企業の生産性向上や新規ビジネスの創出を促進。

KPI（進捗）：法人インフォメーションへのデータ掲載数

<観光分野>

・ 訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）³⁵

- 訪日外国人観光客等が増加しつつあるものの、観光関係情報の多言語の対応が進んでいない。
- 事業者等による多言語対応の情報提供サービスの創出等を促進するため、平成 32 年までに全ての地方公共団体で観光関係情報をオープンデータ化。
- これにより、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人観光客への情報提供の充実及び新たな観光サービスを創出。

KPI（進捗）：地方公共団体向けの官民データ活用推進計画に公開すべき観光関係情報のリストを盛り込み

KPI（効果）：新たな観光サービス創出の件数

<農林水産分野>

・ 農業関係情報のオープンデータ化の推進

- 農業者の生産性向上や経営の改善に資する土壌、統計、研究成果、市況等の公的データについて、平成 30 年度末までに農業データ連携基盤を通じて、順次オープンデータ化及び提供。

³⁵ ニーズが高く有益と思われるデータから、順次、オープンデータ化するとともに、地方公共団体に対しても積極的にオープンデータ化を促す。

KPI（効果）：農業データ連携基盤を活用したサービス提供件数

・ 登記所備付地図データの事業者等への提供（再掲）

・ 気象情報の利活用の促進³⁶

- 事業者においては、気象データを高度に利用する取組が低調となっており、促進する必要性が存在。
- 平成 28 年度に発足した産官学による「気象ビジネス推進コンソーシアム」の取組や、基盤的な気象観測・予測データの公開を通じ、農業をはじめとする多くの産業分野での気象情報の利活用を促進。また、平成 29 年度中に省令等の必要な制度を見直し。平成 32 年までの集中取組期間において、「気象ビジネス推進コンソーシアム」を通じたセミナーや官民対話を実施。
- これにより、気象情報の利活用を促進。

KPI（進捗）：気象庁ホームページで提供するデータ数

KPI（効果）：気象庁ホームページで提供するデータへのアクセス数

<ものづくり分野>

・ 公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進

- 研究分野の特性や、保護すべきデータ等に配慮した上で、科学技術研究活動の効率化と生産性の向上を目指し、インセンティブやコスト負担等の課題整理を含め、推進方策を検討する。これに基づき、平成 32 年までの集中取組期間において、公的研究資金による研究成果（研究データ、論文等）のオープンデータ化を推進。

<インフラ・防災・減災等分野>

・ i-Construction³⁷の推進による 3 次元データの利活用の促進

- 調査・測量から、設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスで ICT 等を活用する「i-Construction」を推進し、平成 37 年度までに建設現場の生産性の 2 割向上を目指す。

³⁶ 気象ビジネス推進コンソーシアム（多様な産業界における気象データの利活用を一層推進するとともに、IoT・AI 技術等を駆使し、気象データを高度利用した我が国における産業活動を創出・活性化するべく、産官学の会員により構成される組織）を活用した、先進的な栽培管理・病害虫対策に向けた気象情報の活用。

³⁷ 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスで ICT 等を活用して、建設現場の生産性の向上を目指す。

- 平成 31 年度までに、橋梁・トンネル・ダム等の工種に加え、維持管理を含む全てのプロセスにおいて ICT、3 次元データ等を活用するための基準類を整備するとともにプラットフォームを構築し、オープンデータ化を推進。

KPI（進捗）：公共工事の 3 次元データを活用するためのルール及びプラットフォームの整備

・ 交通事故及び犯罪に係る情報の公開の在り方の検討

- 交通事故情報及び犯罪情報については各種統計データが公表されているが、更なる粒度の細かいデータを公開することによって、関係団体や地域住民等による自主的な交通事故防止対策及び犯罪抑止対策を促進することができる可能性。
- 交通事故及び犯罪の防止に資するよう、既存の統計データだけでなく、交通事故及び犯罪に係る発生場所、発生状況等の可能な限り粒度の細かいデータを二次利用可能な形で公開することの可否について、プライバシーの問題も踏まえつつ、平成 29 年度中に検討し、結論を得る。

・ 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等（後掲）

<移動分野>

・ ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進³⁸

- 平成 32 年までに主要空港から 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能とする民間サービスの実現。

KPI（進捗）：オープンデータ化されたデータ数

KPI（効果）：サービスが実現された箇所数

・ 公共交通機関の運行情報（位置情報等）等のオープンデータ化

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平常時を超える交通需要への対応や訪日外国人観光客等への対応が必要。
- 平成 29 年度に官民で諸課題を検討し、平成 30 年度から順次取組を開始。平成 32 年度までにオープンデータを活用した公共交通機関の運行情報等の提供を開始することを目指す。
- これにより、同競技大会期間中における円滑な輸送に寄与。

³⁸ 屋内の電子地図や測位環境等の空間情報インフラの整備を推進し、事業者等による移動支援サービスの普及を促進。

KPI（進捗）：運行情報等をオープンデータ化した事業者の数

- ・ 「官民 ITS 構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進（うち、自動運転に必要となるデータのオープンデータ化等）（後掲）

Ⅱ－１－(3) データ利活用のルール整備【基本法第 12 条関係】

【これまでの主な取組】

- ・ 平成 27 年の個人情報保護法改正で匿名加工情報に関する規定等を整備した。他方で、AI、IoT 等が進展する中、観光、医療・ヘルスケア、防災等の分野を中心に、データ活用の便益を個人が享受できるよう、個人の関与の下でのデータ流通の仕組みである、いわゆる「情報銀行」やデータ取引市場等についての在り方を検討中である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備

- － プライバシー保護に関する漠然とした不安等を背景として、データの活用が企業内やグループ内にとどまるなど、企業や業界を越えたデータの流通・活用が十分に進んでいるとは言い難い状況。
- － 個人関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みである PDS、情報銀行、データ取引市場の実装に向け、データ流通環境整備検討会の「中間とりまとめ」（推奨指針を含む。）を踏まえた実証実験や諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要な支援策、制度の在り方等について検討し、平成 29 年中に結論を取りまとめ。
- － このような仕組みの実装により、データ活用による便益が個人及び社会に還元され、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。

・ 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信

- － 個人情報の保護と適正な利活用をバランスよく推進するという改正個人情報保護法の趣旨の更なる浸透が必要。
- － 個人情報保護委員会は、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者からの相談受付を平成 29 年度上半期中に開始するとともに、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信や認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等について平成 29 年度中に検討を行い、適切な利活用環境を継続的に整備。
- － データの円滑な流通・活用を実現することにより、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を促進。

・ IoT 推進コンソーシアム・IoT 推進ラボの取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成等

- 産業競争力を強化するためには、我が国が強みを有する製造現場等のリアルデータの活用等を通じて、具体的なビジネス展開を推進していくことが重要。
- そのため、課題解決型のプロジェクトの発掘や産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等を通じて、先進プロジェクトの創出や支援等を実施。
- また、地方版 IoT 推進ラボ³⁹の取組や地域未来投資促進法⁴⁰に基づき今後3年間で2,000社への支援を目指すことにより、地域におけるIoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たなビジネスの創出・発展を図る。
- これにより、データを活用した新たなIoTビジネスモデルの創出・育成を促進。

KPI（進捗）：支援を行った企業数

KPI（効果）：IoT関連ビジネスの市場規模

・ データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成

- データ活用を検討する事業者においては、データ提供に当たっての具体的なケースにおける個人からの同意の取得方法やステークホルダー間の権限等が必ずしも明確でないことから、データ取引等に懸念が存在。
- このため、平成29年度以降も、事業者からのデータ流通・管理・活用等に関する相談をユースケースベースで受け付け、検討結果を取りまとめた事例集の充実と普及促進を行うなど、懸念解消に向けた取組を強化。
- また、データ流通市場の環境整備のため、データ流通事業者間の自主ルール策定等を推進する民主導の横断的な枠組みが構築されるよう、必要な支援を行う。これらの取組により、事業者間のデータ流通を促進し、データを活用したビジネスを創出。

KPI（効果）：事例集等を参考にデータ活用ビジネスに取り組んだ企業数

・ 「IoTの面的展開」の推進

- 技術の進展等により、様々なIoTソリューションが実際に導入可能なフェーズとなってきているが、スイッチングコスト⁴¹や新たな技術への不安

³⁹ 地域におけるIoTプロジェクト創出のための取組を「地方版IoT推進ラボ」として選定している。

⁴⁰ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（平成29年2月28日閣議決定（通称：地域未来投資促進法案））

⁴¹ スwitchingコストとは、ある商品から他の商品に切り替えることに伴って発生する費用のこと。

感等により、市場原理だけでは導入が進まない可能性が存在。社会実装が可能となったソリューションについては、社会課題解決や生産性向上、イノベーション促進等の観点から積極的に導入を進め、初期市場を創出することにより継続的な市場の発展を促すことが重要。

- そのため、客観的なデータ・エビデンスに基づいてソリューションの性能や導入の費用対効果等の評価を行い、様々な制度への導入（行政手続への導入や、支援措置との連携、法制度に基づく規格化等）を通じてソリューションの面的普及を後押しする一体的なサイクルを構築することで、迅速な社会実装を実現。その仕組みの構築について、本年から具体的な検討を開始。
- これにより、IoT の面的展開及び社会課題の解決、生産性向上等を実現。

KPI（進捗）：具体的な制度整備等の進展

KPI（効果）：平成 32 年までに IoT の面的展開を実現

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<健康・医療・介護分野>

・ 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現

- 個人に関する健康・医療・介護等データは、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む）することが困難な状況。
- 個人の生涯にわたるデータを、本人が主体的に流通・利活用できる環境を実現するため、平成 30 年度末までに実証事業等を通じて課題の整理や目標値を設定した上で、平成 31 年度より、順次、必要な制度整備を行い、平成 32 年からの運用開始を促進。
- このような取組により、健康寿命の延伸や社会保障費の適正化に貢献。

KPI（進捗）：PHR 実証モデル件数、PHR 実装主体数

KPI（効果）：健康指標の改善

・ 匿名加工医療情報の作成に関する認定制度の整備

- 匿名加工医療情報の活用に向け、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号（略称：次世代医療基盤法））を踏まえ、法の施行までの間に、適切な事業運営に向けた基本方針や認定基準等を策定。
- 匿名加工医療情報の活用により、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進。

<観光分野>

・ 情報銀行等の仕組みを活用した観光おもてなしビジネス実現に向けた検討

- 観光分野においては、訪日外国人等に関する情報がサービス事業者間等で十分に共有・活用されておらず、その促進が必要。
- 関係省庁と連携し、観光分野での情報銀行等の仕組みの実装に向けた実証実験に取り組み、平成 30 年度中に必要なルール整備や目標値の設定等を実施。
- これにより、先進的かつ多様なおもてなしサービスの提供を促進し、観光立国の実現に貢献。

KPI（進捗）： データを登録した観光客数、プラットフォームへの接続事業者数

KPI（効果）： 観光客による旅行消費額

<金融分野>

・ 金融分野におけるデータの利活用の推進

- 金融サービスをめぐる環境が変化する中であって、金融分野におけるオープンイノベーション（外部との連携・協働による革新）を進めていくことが重要。
- このため、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を行うよう促し、順次データの利活用を促進。同時に、データ利活用の活性化の観点から、金融機関による官民データの利活用も推進。

KPI（進捗）： 利活用が可能となったデータの種類

・ 電子レシート（購買履歴）データの流通の検討

- 家計簿アプリ等が普及しつつあるが、レシートの電子化・標準化が進んでいないため、消費者本人による購買履歴データの蓄積・活用に限界が存在。
- 平成 29 年中に電子レシートの標準フォーマットを策定するとともに、平成 32 年度までの目標値の設定等を行い、電子レシートの導入を促進。
- これにより、消費者が安全・安心に購買履歴データを閲覧・提供できる仕組みの構築を促進。

KPI（進捗）： 標準に準拠した電子レシートの発行枚数

KPI（効果）： 電子レシートシステム導入事業者数

<農林水産分野>

・ 農業データ連携基盤の構築（後掲）

<ものづくり分野>

・ スマートホーム/ハウスの新サービス創出のためのルール整備

- メーカーの異なる多様な家庭内機器等の相互接続やデータ連携が実現していない。
- 平成 29 年度から行うモデル実証の結果を踏まえ、平成 30 年度以降に機器の接続・制御等を通じたデータ活用に関するルール整備を行い、平成 32 年度までに当該ルールを活用した 100 件の新サービス創出を目指す。
- また、ネットワーク制御に関するリスクをカバーする技術的対策と保険による補完に関する実証の支援を行い、その結果を踏まえて通信機能に関する国際標準化に向けた提案を実施。

KPI（進捗）： 整備されたルールを活用した事業者（機器・サービス）連携創出数、通信機能に関する国際標準化に向けた提案数

KPI（効果）： 家庭内機器サービス市場の拡大

・ データ利用権限の明確化を通じたデータ流通・活用の促進（再掲）

・ IoT 推進コンソーシアム・IoT 推進ラボの取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成等（再掲）

・ データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成（再掲）

II-1-4) マイナンバーカードの普及・活用【基本法第 13 条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ マイナンバーカードの利便性を高めるための取組について、その内容を具体化するとともに、検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から、「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」を作成し（平成 29 年 3 月公表）、推進中である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進

- マイナンバーカードの普及については、国民の1割程度（平成29年5月時点（総務省調べ））であり普及枚数としては十分ではない状況。
- 平成29年3月に策定した「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」のPDCAサイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施。特に国家公務員における身分証としての活用は、重点的かつ計画的に実施する必要があるため、各省庁で導入計画を作成させ、引き続き順次移行を促進。また、例えば年齢や性別ごとにマイナンバーカードの取得状況を踏まえた対策や人的サポート体制、入札事業者へのマイナンバーカードの取得への協力などあらゆる可能性を検討するほか、平成30年以降順次ビジネスモデルの策定、必要に応じたLGWAN⁴²のインフラ強化等に取り組み、官民の各種サービスにおけるマイナンバーカードの利用を推進。

KPI（進捗）：マイナンバーカード普及率

KPI（効果）：検討結果を踏まえ、KPIを設定

・ 利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現

- マイナンバーカードの利活用を促進するため、普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を利活用できる環境を実現することが必要。
- 平成28年度及び平成29年度の実証実験の結果を受け、実施体制などの運用面を固めた上で、それを踏まえた法制度面（公的個人認証法の改正）の検討を行い、平成31年中に、SIMカード等へのダウンロードの実現を図る。
- これにより、公的個人認証サービスの活用手段が追加され、生活に身近なサービスへのアクセス手段の多様化がより一層進むことで、マイナンバーカードの利便性向上を促進。

・ 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進

- 民間の団体等がマイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の現況を把握・反映することでIDの信頼性を向上させる「仕組み」の構築に向け、平成29年中に検討結果を取りまとめ、その結果も踏

⁴² LGWAN：Local Government Wide Area Network。

まえつつ、実証実験を通じて「仕組み」の詳細を具体化するとともに、必要な法制度等を検討することにより、社会実装を図る。

KPI（効果）： 公的個人認証基盤と連携した民間認証基盤（サービス）の数

- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化（再掲）
- ・ 法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携（再掲）

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

・ 海外における公的個人認証サービスの継続利用

- 海外転出した場合、現行の公的個人認証制度上ではマイナンバーカードの公的個人認証サービスが利用できず、継続利用の検討が必要。
- 海外転出後の、マイナンバーカードの公的個人認証サービスの継続利用を可能とするため、公的個人認証法等の制度面や関連システムなどの運用面について、平成 31 年度中のサービス開始を目指し、検討を実施。

・ マイナンバーカードの多機能化の推進

- マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。
- 平成 29 年度中にマイキープラットフォーム⁴³を構築し、参加自治体において、地域経済応援ポイント活用等の実証を実施、平成 30 年度以降、実証結果を踏まえ、全国展開。また、マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。

KPI（進捗）：マイキープラットフォームへの参加自治体数

KPI（効果）：マイキーID 登録者数

・ マイナンバーカード等への旧姓併記等

- 働く女性が勤務先など社会の様々な場面で旧姓を用いる際に、容易に旧姓を証明する手段が必要。

⁴³ マイキープラットフォームとは、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービス呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のこと。

- マイナンバーカード等への旧姓併記に係る住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）等の改正及びシステム改修等を行い、平成30年度以降、速やかに全国で開始。
- これにより、勤務先等社会の様々な場面で旧姓を用いる際に、簡単かつ確実に旧姓を確認することが可能。

KPI（進捗）：全国で旧姓併記の制度の施行

・ コンビニ交付サービスの導入推進

- 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書をマイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、平成31年度末までに1億人が利用できるようにすることを目指し、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

KPI（進捗）：コンビニ交付サービス導入市区町村の人口

KPI（効果）：コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数

・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス（再掲）

・ マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達（再掲）

<健康・医療・介護分野>

・ 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及（後掲）

<観光分野>

・ マイナンバーカードを活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討

- マイナンバーカードを活用したチケット適正転売のためのシステム実証を平成29年度から実施し、平成30年度以降に実用化を図る。あわせて、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協議を進め、観客の入場管理やボランティア管理への導入を目指す。

KPI（進捗）：チケット転売システムの実現

KPI（効果）：チケット転売システムを利用した人数

<金融分野>

・ 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- 住宅ローン契約等における利用者の利便性向上及び銀行等の事務効率化の観点からは、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。
- このため、平成 29 年度中に銀行等において課題等を整理するよう促すとともに、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。
- これにより、利用者の手続簡略化等による銀行等における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。

KPI（進捗）： マイナンバーカードを活用する銀行数

KPI（効果）： 本施策の導入・拡大状況を踏まえ、別途設定

<インフラ・防災・減災等分野>

・ 災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討

- 災害対策・生活再建支援においては、必ずしも迅速かつ適切な災害情報の提供・発信等の国民ニーズを捉えられていない現状。
- 平成 29 年度の可能な限り早い段階で、関係府省庁が連携し、過去の災害を踏まえ、災害発生時や生活再建支援時等における国民や行政のニーズを把握するとともに、現行法でマイナンバーを利用可能な被災者台帳の作成や生活再建支援金の支給の事務におけるマイナンバーの利用をはじめ、マイナンバー制度利活用による被災者支援の具体的な方策について、平成 29 年度中に取りまとめを実施（目標値の設定含む。）。平成 30 年度以降、早期に、取りまとめに基づき、避難所入退所管理システムの導入を含め具体的方策を実施し、マイナンバー制度を活用した被災者の支援体制を構築。
- これにより、被災者・被災自治体に対する迅速かつ適切な支援を実現。

Ⅱ－１－(5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）【基本法第14条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 障害者・高齢者にとって使いやすい IT 機器や関連サービスを開発・提供する取組、行政等の Web サイトや SNS 等のアクセシビリティに係るガイドラインの普及促進や、離島などの不採算地域等における地域の IT 基盤の整備・確保を図る取組を推進中である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 離島等の条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進

- 地理的条件や事業採算性の問題等により、固定系超高速ブロードバンドサービスの提供が困難な地域が残存。
- 条件不利地域を有する地方公共団体が、超高速ブロードバンド基盤を整備・確保するための支援を引き続き行い、固定系超高速ブロードバンド・ゼロ地方公共団体を 41 団体（平成 28 年度末時点）から平成 32 年度末に 25 団体まで減少させることを目指す。
- これにより、ICT 利活用に関する地域間格差を縮小。

KPI（進捗）：固定系超高速ブロードバンド・ゼロ地方公共団体数

・ 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進

- 地理的条件や事業採算性の問題等により、携帯電話を利用することが困難な地域が残存（平成 27 年度 1.6 万人（エリア化を要望しない居住者を除く。））。
- 地方公共団体や無線通信事業者が行う基地局・伝送路の整備への補助金交付を行い、平成 31 年度末までにサービスエリア外の人口 1 万人未満（エリア化を要望しない居住者を除く。）を目標として推進。
- これにより、携帯電話の利用に関する地域間格差を是正。

KPI（進捗）：サービスエリア外の人口

・ 新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速

- 新幹線トンネル 1105km のうち、平成 28 年度末時点において携帯電話が利用可能となった距離は 540km。
- 一般社団法人等による携帯電話用中継施設の整備に対し、補助金の交付を行うことで、平成 32 年までに新幹線トンネルの全区間について携帯電話を利用可能となることを目指す。

- これにより、利用者の利便性向上及び非常時等における通信手段の確保等が期待。

KPI（進捗）：新幹線トンネル内で携帯電話が利用可能な距離

・ 電気通信市場における競争促進

- モバイル市場や 2025 年頃に中継交換機等が維持限界を迎えるとされる固定電話網の IP 網への円滑な移行が求められる固定通信市場において、MVNO 等の非インフラ事業者を含めた公正な競争を促進し、料金の低廉化、サービスの多様化を通じた利用者の利便性向上を図る。なお、固定電話網の IP 網への円滑な移行の在り方については、2017 年秋頃までを目途に情報通信審議会における検討結果を取りまとめ。

KPI（効果）：市場集中度指数（HHI）、固定電話の全契約数に対する 0AB～J IP 電話利用番号数の割合

・ Web アクセシビリティ確保のための環境整備等

- 高齢者や障害者など、ICT の恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。
- 誰もが行政等の Web サイトを利用しやすいようにするため、平成 29 年度に国・地方公共団体等の公的機関 Web サイトのアクセシビリティ状況を調査し公開することで、公的機関の取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成 29 年度から平成 33 年度にかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。
- デジタルデバイドを解消し、誰もが ICT の恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

KPI（進捗）：民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後 2 年経過時の事業継続率

KPI（効果）：公的機関 Web サイトの情報バリアフリーに関する JIS 規格への準拠率

・ 4K・8K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等

- 4K・8K放送については、平成 30 年開始予定の BS・110 度 CS 放送について一部の旧式受信設備から電波が漏洩し他の無線局に混信が発生する可能性があるほか、CATV で視聴するためにはネットワークの光化が必要となるなどが課題。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、全国の様々な場所で 4K・8K等の視聴が可能となるよう、平成 29 年中に 4K・8K放送の普及に向けた取組のスケジュールを作成するとともに、ブロードバンドを活用し 4K・8K等の放送番組等を円滑に配信するための

実証を進めるほか、スタジアム等の集客機能・利便性向上のため高速無線 LAN や高度な映像技術等を活用するなど、官民連携で必要な対策を推進。

KPI（進捗）： 全国世帯に占める 4 K・8 K の視聴可能世帯の割合、高速無線 LAN 等が活用されたスタジアム等の数

KPI（効果）： 4 K・8 K の視聴世帯の増加

・ IoT 地域実装のための総合的支援

- 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつある。IoT 実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない。
- 民間活力を最大限に活用しつつ、地域における IoT 実装を進めるため、計画策定支援、専門家派遣等の人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施。
- このような取組により、成功モデルの横展開を含め平成 32 年度までに延べ 800 以上の地域・団体において、生活に身近な分野での IoT を活用した取組を創出し、地域活性化を実現。

KPI（効果）： 地域 IoT の成功モデル等の実装地域・団体数

・ 若年層に対するプログラミング教育の普及推進(後掲)

・ プログラミングなど IoT に関する地域における学習環境づくり手法の検討(後掲)

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

- ・ マイナンバーカードへの旧姓併記等（再掲）

<健康・医療・介護分野>

・ ICT 等を用いた遠隔診療の推進

- 最新の技術進歩を医療の世界に取り込み、医療の質や生産性を向上させることが必要。
- このため、有効性・安全性等に関する知見を実証等を踏まえて集積。対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、平成 30 年度診療報酬改定で評価を実施。

- これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。

KPI（進捗）：遠隔医療システムの導入状況

KPI（効果）：遠隔診療の利用状況（遠隔診療に関する診療報酬の算定状況）

<観光分野>

・ 事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組み構築

- 訪日外国人が我が国を旅行した際に困ったこととして、公衆無線 LAN が使いにくいことが挙げられている。
- 平成 30 年までに 20 万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築。
- これにより、訪日外国人等の観光客の不満解消および利便性を向上。

KPI（進捗）：平成 30 年までの認証連携の仕組み構築、認証連携に対応する箇所数

・ 4K・8K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等（再掲）

<農林水産分野>

・ ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現（後掲）

<インフラ・防災・減災等分野>

・ 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進

- 災害時に、固定電話や携帯電話が輻輳^{ふくそう}し、利用できない場合がある。
- 災害時の必要な情報伝達手段を確保する観点から、防災拠点等における Wi-Fi 環境について、平成 31 年度までに約 3 万箇所の整備を推進。
- 災害時に、避難者や滞留者が適時に必要な情報伝達・情報確保を行うことが可能になり、安全確保や安否確認、避難生活の利便性が向上。

KPI（進捗）：整備済箇所数（平成 31 年度までに約 3 万箇所）

Ⅱ－１－(6) 情報システム改革・業務の見直し【基本法第15条第1項関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 国のシステム数の半減・運用コスト3割削減を目標とした政府情報システム改革を推進し、システム数については、平成30年度までに、894システムの減（平成24年度比62%減）、運用コストについては平成33年までを目途に年間1,104億円の削減（平成25年度比29%減）の見込みである。また、大規模システム（ハローワークシステム、社会保険オンラインシステム、登記情報システム等）を中心に業務の見直し（BPR）まで踏み込んだ改革を実施中である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 国・地方を通じた行政全体のデジタル化⁴⁴

- 政府情報システム改革等、これまで蓄積したノウハウを^い活かしつつ、官民データの流通等に資する新たな取組を推進する必要。
- このため、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、平成29年内に政府横断的な実行計画を、平成30年上半期を目途に各府省庁における中長期の戦略的な計画を策定。
- これによって、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。

KPI（進捗）： 中長期計画策定省庁数

KPI（効果）： 計画に基づく各施策における改革目標の達成度合い

・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入⁴⁵

- 情報システムの整備に当たっては、クラウド技術の活用等により、投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図ることが重要。
- 平成30年度までに、民間クラウドや民間サービスの活用について、利用に当たっての考え方や課題等を整理。加えて、クラウド等の民間ITサービスの政府認証制度の創設も含め、行政機関における先進的な民間ITサービス導入を加速させるための方策について本年度中を目途に検討を進め、

⁴⁴ 行政全体のデジタル化（デジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンズオンリーの実現等）の実現、新たな電子行政の方針（デジタル・ガバメント推進方針）の策定・推進。

⁴⁵ 情報システムの特性を踏まえたクラウド利用や、民間サービス活用の推進（地方の計画離型への反映等）。

具体的な取組の方向性の取りまとめを実施。また、国において直接保有・管理する必要がある政府情報システムについては、標準化・共通化を図るとともに、投資対効果の検証を徹底した上で、政府共通プラットフォームへの移行を推進。

- これによって、行政が保有する情報システムのクラウド化を推進。

KPI（進捗）：クラウド活用数

KPI（効果）：コスト削減額

・ クラウド導入状況や個別団体の情報システム運用コストの「見える化」⁴⁶、導入加速に向けた支援

- クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めていく必要。
- 平成 29 年度から情報システム運用コストの「見える化」を図る。また、各地方公共団体においてはクラウド導入等に関する計画を策定し、国がその進捗を管理するとともに、導入に必要な専門人材を確保する。クラウド導入市区町村数の増加を図る上で、先行する優良事例における効果や国の支援策の周知を徹底するなど積極的な支援を行う。

KPI（効果）：クラウド導入市区町村数

・ 地方公共団体ごとに管理者が別々となっている学校の校務システムの共同クラウド化

- 地方公共団体ごとに校務支援システムの対象となる業務の範囲や、扱う校務文書の様式等が異なっているなどの要因により、複数の地方公共団体における校務支援システムの導入・運用が進んでいないという課題が存在。
- 平成 29 年度を目途に校務支援システムの対象となる業務の範囲の明確化、校務に関する文書等の電子化・標準化、複数自治体での校務支援システムの導入・運用に向けた考え方を整理し、平成 30 年度から自治体による校務支援システムの共同化の定着に向けた取組を推進。
- これにより、学校における教員の事務作業負担を軽減し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、学校教育の質を向上。

KPI（進捗）：共同利用型校務支援システムを導入した自治体数

⁴⁶ 情報システム運用コストの試算・公表を実施。

・ 校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化

- 教職員が職員室等で利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習系システム」が、セキュリティの観点から分離運用されており、データ利活用の観点からはその改善が急務。
- 提供事業者が異なる校務系システムと授業・学習系システムとの間での情報連携について実証を行い、セキュアで効率的・効果的な情報連携方法を標準化することで、平成 32 年までにクラウド利活用可能な学校の割合を 100%とすることを目指す。
- 本実証により標準化されるシステムの運用基盤となるネットワーク環境について現状の調査及び今後の検証を行い、ガイドライン等として取りまとめ。

KPI（進捗）：クラウド上の教材等を利活用可能な学校数

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

・ 政府情報システム改革⁴⁷

- 政府情報システム改革に関しては、政府 CIO 自らによる各府省へのヒアリング・レビューやコスト削減に関するノウハウの集約・横展開等を実施し、これまで取組を着実に推進。
- 平成 30 年度までにシステム数の半減（平成 24 年度（1450 システム）比）、平成 33 年度を目途に運用コストの 3 割削減（平成 25 年度（約 4000 億円）比）を目指すため、引き続き達成に向けた取組を着実に実施。
- これによって得られた節減効果を、より付加価値の高い分野への投資に活用。

KPI（進捗）：削減したシステム数、削減した運用コスト

・ サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進⁴⁸

- 社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革（BPR）が必要。

⁴⁷ システム数半減、運用コスト 3 割削減の政府情報システム改革の着実な推進。

⁴⁸ 業務改革については、これまで、人事・給与システム、旅費システム、公的年金、国税、ハローワーク等の分野における取組を推進。今後、デジタル・ガバメント推進方針に基づき、これまでの取組で得られたノウハウを活かしつつサービスデザイン思考に基づく業務改革を実施。

- このため、サービスデザイン思考を取り入れつつ、平成 29 年内を目途にサービス改革の重点分野を設定し、取組内容、スケジュール等を具体化。
- 行政内部の業務改革に当たっては、テレワークなどのリモートアクセス環境の整備や会議におけるタブレットの活用など、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進し、生産性の向上や多様なワークスタイルを実現。
- これによって、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを目指す。

KPI（進捗）： サービス改革を行う具体的なサービス数

KPI（効果）： サービス改革の各施策における改革目標の達成

・ ブロックチェーン等を活用した政府の業務改革の推進

- ブロックチェーン技術については、様々な効果が期待されているが行政分野等における活用が進展していない。
- 平成 29 年度中を目途に、ブロックチェーン技術と親和性の高いユースケースの抽出を行うとともに、政府の情報システム等への先行的な導入を見据えた実証に着手する。その際、必要な運用・ルール面の課題について検討し、その結果も踏まえ、平成 30 年度を目途にこうした新たな技術も取り込んだ業務改革による革新的な電子行政の実現に向けた計画を策定するとともに、必要な制度整備等を進める。

KPI（進捗）： 政府の情報システム等においてブロックチェーン技術を活用した実証の実施

KPI（効果）： 実証の結果も踏まえた革新的な電子行政の実現に向けた計画の策定

・ 不動産登記情報等の行政機関間連携

- 不動産登記簿などの所有者台帳から所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地の存在により、地方公共団体の業務及び民間開発に支障。
- 不動産登記簿、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における最新の所有者情報をよりの確に蓄積し、行政機関内で共有する等の仕組みについて、その構築のための政府（国）としての推進体制を検討し、平成 29 年度中に決定。

・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス（再掲）

<健康・医療・介護分野>

・ 医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化

- 保険医療機関等における診療報酬請求業務や審査支払機関における審査支払業務等に係る職員及び審査委員の業務負担（審査・データの手入力等）について、システム改革等による業務の見直しを行い軽減。
- 審査支払業務に係る社会保険診療報酬支払基金のシステムについては、平成 29 年度から実施するシステム刷新に向けた検討（システムの疎結合化、ワンクラウド化等）を踏まえ、平成 32 年度に新システムへの移行を実施。また、法改正に伴う新たな国保事務の運用を支援するための国保保険者標準事務処理システムについては、開発・改修に向けた費用抑制の実績を活かし、平成 30 年度までに都道府県及び市町村の着実な対応を実施。
- 持続可能な医療保険制度を実現するため、システム改革等による医療保険関連業務に係る見直しを行うとともに、社会保障関係費用の適正化を通じ、データヘルス時代にふさわしい質の高い医療の提供等を実現。（平成 29 年度中に効果目標を設定）

KPI（進捗）：新システムへの移行状況

・ 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築、活用促進

- 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。
- 平成 29 年度中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、平成 31 年度までに研究等へのデータ提供を開始。
- 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服につなげる。

KPI（進捗）：データベースへのデータ登録件数

KPI（効果）：データベースからのデータ提供件数

＜移動分野＞

・ 交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進⁴⁹

- 現在、各都道府県警察がそれぞれ管理している交通規制情報について、フォーマットの統一化を推進。
- 平成 28 年度に構築した交通規制情報管理システムのモデルシステムについて、平成 29 年度中にフォーマットの統一化機能の正確性の検証等のシステムの性能評価を行った上で、交通規制情報提供に関する調査研究を実施。
- これらの調査研究を踏まえ、平成 30 年度以降、運転者による交通規制情報の的確な把握や自動運転への利活用に向けて、交通規制情報管理システムを普及促進。

KPI（進捗）：システムを導入した都道府県数

KPI（効果）：交通規制情報を利活用した自動運転の社会実装

II-1-(7) データ連携のためのプラットフォーム整備【基本法第 15 条第 2 項関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 新たな経済社会としての「Society 5.0」の実現に向け、新たな価値創出を容易とするプラットフォームとして、自動走行分野に係る「高度道路交通システム」や、観光分野に係る「おもてなしシステム」等のシステム間連携協調（11 分野）に向けた取組を推進中である。
- ・ また、政府が保有する法人活動情報を集約した「法人インフォメーション」の運用を開始。共通語彙基盤でデータを標準化したことにより官民で法人情報を活用しやすい環境を実現した。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

- システム間で効率的に情報交換を行うため、国、地方公共団体、事業者等間におけるデータ連携の基本ルールを策定することが必要。
- データ（語彙、コード、文字等）の標準化、API 等を通じた分野横断的に連携できるプラットフォームの整備に係る指針⁵⁰を「Society 5.0 を実現

⁴⁹ 都道府県警察が管理する情報を集約して自動車に提供するため、一元化した形式で提供する仕組みの検討・整備。

⁵⁰ 地方公共団体におけるシステム間連携のためのデータ標準仕様（一般財団法人 全国地域情報化推進協会が作成している地域情報プラットフォーム標準仕様）等も参照する。

するプラットフォーム」、「データ利活用型 ICT スマートシティの推進」等の成果を踏まえつつ、平成 30 年度夏までに定め、これに基づき整備を進める。

- これによって、国、地方公共団体、事業者等間におけるデータ連携を加速し新サービスの創出を促進。

KPI（進捗）：プラットフォームの開発進捗率

KPI（効果）：API 連携のユースケース数

・ データ利活用型 ICT スマートシティの推進

- 各都市・地域は、人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化、等多様な課題を抱えているが、防災、医療・健康、観光等の各分野のデータを連携・利活用する枠組みが実現していないために、課題解決が進展していない。
- 分野横断的なデータの利活用により都市におけるサービス・機能を高度化し、利便性や生産性の向上を実現するため、平成 29 年度からデータ連携のための基盤（プラットフォーム）を整備するとともに、「データ利活用型の街づくり」を支援。
- 地域における IoT 利活用を推進し、地域の生産性向上を図るため、クラウドサービスの導入の普及・啓発や IoT ビジネスの創出支援など、関係省庁による重層的な支援方策を検討し年度内に結論の取りまとめを実施。
- このような取組や成功モデルの横展開により、都市の魅力や生産性の向上等に貢献。

KPI（進捗）：分野横断的なデータ利活用によるスマートシティの構築数

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<健康・医療・介護分野>

・ 医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等 ID 制度導入

- 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が求められている。
- マイナンバー制度により構築される仕組みを活用し、マイナンバーカードの健康保険証としての利用を含めた医療保険のオンライン資格確認、医療等 ID の導入を検討。平成 30 年度からの段階的運用開始、平成 32 年から本格運用を実現。

- これらにより、全国の病院、診療所間で患者情報の共有を可能とするとともに、長期にわたる患者の医療情報を収集・分析し、ビッグデータとして活用可能とすることで、国民の健康増進と医療の質の向上を期待。

KPI（進捗）：情報連携可能な医療機関数

KPI（効果）：医療機関での診療情報共有数

・ 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及

- 医療機関や介護施設に存在するデータは、個別の施設内で利用するために集められているものが多い。また、現在、医療機関等が全国規模で情報を共有し、利活用するための基盤整備が必要。
- そのため、全国規模のデータ利活用基盤の整備を目指すとともに、平成 29 年度中にクラウド化・双方向化等による地域の EHR（Electronic Health Record）の高度化の推進、広域連携の在り方（セキュリティ確保策等）やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方について実証を行い、医療情報を相互参照できる環境整備を推進。
- このような取組を通じ、地域の医療機関や介護施設間での効果的な情報共有や地域を超えたデータ活用による患者等への適切な医療・介護サービスの提供が可能となるなど、国民一人ひとりを中心としたデータの統合による個々人に最適な健康管理・診療・介護を目指す。

KPI（進捗）：全国規模のデータ利活用基盤の整備

・ 電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策

- 医薬品等の安全対策のため、大規模医療情報の活用による副作用等の分析を実施。
- 全国の協力医療機関 23 病院と連携し、電子カルテ等の医療情報を大規模に収集・解析を行う医療情報データベースシステム（MID-NET）を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に構築し、医薬品等の安全対策の高度化を推進。
- 平成 29 年度に MID-NET の利活用ルール及び利用料について取りまとめ、平成 30 年度より医薬品の安全対策等の目的で行政、製薬企業、アカデミアが利活用を行う、MID-NET の本格運用を開始。

KPI（進捗）：MID-NET の利用可能症例数

KPI（効果）：MID-NET の利活用件数

<観光分野>

・ 観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」の開発・提供

- 現状、観光地の一体的なマーケティング、ブランディング等が十分に行われておらず促進が必要。
- そのため「DMO ネット」の開発・提供をはじめとする情報支援、人材支援、財政・金融支援を通じ、平成 32 年までに世界水準 DMO を全国で 100 組織形成することを目指す。

KPI（進捗）：世界水準 DMO の形成数

<金融分野>

・ 銀行システムの API（外部接続口）の公開の促進（オープン API の導入）

- 多くの FinTech 事業者は、「スクレイピング⁵¹」による方法で銀行システムにアクセスして入手したデータを用いてサービスを提供。
- 安心・安全を確保しつつ、データ連携を実現するため、オープン API の推進に係る更なる課題について検討するとともに、平成 32 年までにオープン API の導入銀行数 80 行程度以上を目指す。
- これにより、金融機関と FinTech 企業によるオープンイノベーションを実現。

KPI（進捗）：オープン API の導入銀行数

・ 電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討

- 個品情報の取得・共有ができていないことにより、サプライチェーン全体における食品ロスや返品といった課題が生じている。
- 電子タグ活用に向け、平成 29 年度中に、コードの標準化、貼付方法、情報共有化システムについて取りまとめを実施。
- これにより、電子タグの導入を促すことで、サプライチェーンの高度化を実現。

KPI（進捗）：電子タグの出荷枚数

KPI（効果）：電子タグ活用による生産性向上

⁵¹ スクレイピング (scraping) とは、一般に、ウェブページの HTML データを解析し、データの抽出や加工を施す方法により、必要なデータを収集する手法。

・ 事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融 EDI⁵²における商流情報活用の促進

- 事業者における財務や決済処理の効率化・高度化に向けては、商流情報が電子的に授受できることが重要。
- 産業界の実態を踏まえ、平成 29 年中に金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の標準化項目の普及に向けた課題を整理するとともに、金融機関における XML 電文化について、平成 30 年中の XML 新システム稼動と、平成 32 年までの XML 電文への全面的移行について、着実に取り組む。

KPI（進捗）：XML 電文に対応した新システムを利用する金融機関数

<農林水産分野>

・ 農業情報の標準化の推進⁵³

- 篤農家の持つ技術・ノウハウの新規就農者等への継承を促進するためには標準化に基づくデータの活用が不可欠。
- 平成 29 年度以降は、農業情報創成・流通促成戦略に係る標準化ロードマップにおける優先的に標準化に取り組むべきと考えられる 6 項目の個別ガイドラインの普及促進及び適宜見直しを行い、加えて、生産履歴、生育調査等の情報の標準化を推進。
- これにより、農業情報の相互運用性・可搬性を高め、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI（進捗）：公表した標準化に係る個別ガイドライン数

KPI（効果）：標準化に基づく提供サービス数

・ 農業データ連携基盤の構築⁵⁴

- データを活用した生産性向上や熟練農家の技の継承を実現するため、生産者及び公的機関や研究機関が有する様々な情報を集約し、異なるシステム間のデータ連携が可能となる農業データ連携基盤を構築。
- 平成 29 年度中に農業データ連携基盤のプロトタイプを構築し、気象や土壌情報等の様々なデータが活用できる環境づくりを進め、農業の競争力強化に資する新サービスを創出。

⁵² EDI：Electronic Data Interchange の略語。「電子データ交換」と訳される。

⁵³ 異なる農業 IT システム間でのデータ共有・比較などの相互運用性・可搬性を確保。

⁵⁴ 生産者及び公的機関や研究機関が有する様々な情報を集約し、異なるシステム間のデータを連携させて活用可能とする基盤。

- これにより、ビッグデータを活用した経営改善・生産性向上や気象データ等を活用した成育予測等による安定供給を実現し、農業の生産性向上とともに関連産業を発展。

KPI（進捗）： 基盤を活用する事業者数

KPI（効果）： 農業データ連携基盤を活用したサービス提供件数

・ 農地情報公開システムの機能拡充⁵⁵

- 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成 27 年 4 月より、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。
- 平成 29 年度以降は、利用者の利便性向上に資する機能拡充を検討し、平成 35 年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の 8 割になることを目指す。
- 農地情報公開システムの利用等により、担い手への農地利用の集積・集約化を進め、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI（進捗）： アクセス数

KPI（効果）： 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合

・ 森林施業集約化に向けた林地台帳の整備⁵⁶

- 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。
- 平成 30 年度までに市町村が林地台帳に掲載する森林所有者や境界に関する情報を標準仕様に基づき収集・整理を行い、平成 31 年 4 月から林地台帳制度の本格運用を開始。
- 森林組合や林業事業体等が林地台帳を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化を推進。

KPI（進捗）： 林地台帳を整備した市町村数

KPI（効果）： 森林経営計画の認定率

⁵⁵ 農地台帳のデータを基にした農地情報を電子化・地図化し全国一元的なクラウドシステムを整備。

⁵⁶ 森林施業の集約化に向け、森林所有者や境界に関する情報の整備・情報提供を実施。

<ものづくり分野>

・ 海事生産性革命(i-Shipping)

- 造船業の国際競争力強化のためには、IoT、AI等の情報技術等を活用した生産性の向上が必要。
- 平成37年に世界における船舶建造量シェアを30%とすることを目指し、開発・生産工程におけるシミュレーションや3Dデータの活用など、船舶の設計・建造から運航に至る全てのフェーズでの生産性向上に資する技術やシステムの開発・実用化の支援・実証を実施。
- 船内機器等のデータ伝送に係る国際規格の策定等を行い、i-Shippingの開発に不可欠な情報インフラの構築及び標準化を推進。

KPI（効果）：世界における船舶建造量シェア

<インフラ・防災・減災等分野>

・ 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等⁵⁷

- 地理空間情報の利活用を推進するため、平成31年度までに新たな価値のあるデータを10分野作成し、利用者に提供するとともに、平成32年度には循環システムへの参加50団体以上を目標として推進。
- これにより、G空間情報センターをハブとして、いつでも、誰でも、簡単に高度な地理空間情報が活用できる社会の実現とイノベーションを創出。

KPI（進捗）：循環システムのデータ分野数、参加団体数

・ 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進⁵⁸

- 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を、官民で共有することにより、迅速で効果的な支援が可能。
- 平成29年度中に現状の課題を整理し、官民の災害情報の共有ルールを作成するとともに、平成30年度までに府省庁間で防災情報の共有・連携システムを開発することにより、国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みを構築。
- これにより、例えば、避難所等へのラストワンマイルの物資輸送等、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現。

⁵⁷ より多くの地理空間情報を一元的に集約・共有し、更に解析・加工をしていくことで新たな価値のあるデータを生成する循環システムの形成。

⁵⁸ 府省庁連携災害情報共有方式(SIP4D)、「災害情報ハブ」が連携して、国・地方公共団体・民間の災害情報を共有・利活用するための仕組みの構築。

KPI（進捗）：連携する各府省庁のシステム数

KPI（効果）：国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築によるきめ細やかかつ迅速な災害対応の実現

・ 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化⁵⁹

- 災害の初期段階の被災現場においては、安否情報等の災害情報を伝送する通信手段が輻輳等により十分に活用できない場合があり、対策が必要。
- 平成 30 年度中に準天頂衛星システムを活用した安否確認サービスの運用を開始し、5 都道府県程度のモデル地域において試行的に導入し、平成 33 年度には 20 都道府県程度への普及を促進。
- これにより、避難所等で収集された安否情報や災害関連情報を地方公共団体の災害対策本部等の防災機関で利用できるようになるなど情報を的確に捉え、国民への迅速な災害対応を実施。

KPI（進捗・効果）：安否確認サービスの導入地方公共団体数

<移動分野>

・ 自動車関連情報の利活用の推進（自動車の履歴情報を収集・活用したトレサビリティ・サービス）

- 平成 29 年度中に点検整備情報の収集・管理・提供の枠組みに係る実現可能性を検証し、ガイドラインの作成等を行うとともに、官民が保有する他の自動車関連情報の活用の在り方について検討を開始し、平成 30 年度以降、必要に応じて既存制度の改正等を行った上で、平成 32 年までにサービスの実現を図る。

II-1-(8) 研究開発【基本法第 16 条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ データ流通基盤を支えるネットワーク等技術（5G 等）や、AI 等に係る革新的な基盤技術の研究開発を推進している。なお、我が国が官民データの活用に関する技術力を自律的に保持することが重要であり、そのためには、AI・IoT・クラウド関連技術等その他先端技術に関する研究開発は、関係省庁が別々に取り組むのではなく、分野横断で取り組むべきものであり、政府一体となり計画的に実施する必要がある。

⁵⁹ 準天頂衛星システムを活用して、避難所等で収集された個人の安否情報や災害関連情報を自治体の災害対策本部などの防災機関で利用できるシステムの構築。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ データ活用基盤技術の強化として、次世代人工知能技術、5G等の研究開発の推進

＜次世代人工知能技術＞

- 「人工知能技術戦略会議」が策定した「人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップ」を国家戦略として、省庁の縦割りを排して政府一体となり、強力に構造改革とともに社会実装を推進。

＜5G＞

- これまでの研究開発の促進、国際連携の強化、周波数確保に向けた基本戦略等の検討を実施。
- 今後、研究開発や社会実装を念頭に置いた総合的な実証試験の促進を通じ、平成32年に5Gを実現。

KPI(進捗): 5G研究開発、実証試験の進展

KPI(効果): 平成32年の5G実現

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

＜健康・医療・介護分野＞

・ AIを活用した「保健指導支援システム」の研究推進

- 各地方公共団体が保有するデータ（健診・レセプト、事例データ、エビデンスデータ等）が十分に活用されておらず、AIによる解析を通じてそれを活用することで効果的な保健指導が可能。
- 平成29年度から平成31年度までに地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムを開発。平成32年度以降、システムを導入する地方公共団体を拡大。
- これにより、国民の健康維持または健康増進を図ることで、地方公共団体における医療費の適正化を実現。

KPI(進捗): システムを導入した地方公共団体数

KPI(効果): システムを導入した地方公共団体における医療費の適正化効果

・ 個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業

- 国民一人一人が健康への関心を高め、生活習慣病等を予防することで、高騰し続ける医療費の抑制と健康寿命の延伸が必要。
- 平成 29 年度に事業実施団体（研究者）を決定し事業を開始、平成 31 年度までの 3 年間に渡って研究事業を実施。同事業期間内に、重症者予防効果等の検証と行動変容を促進するアルゴリズムの開発を行うとともに、本施策に係る効果を図る指標を明確化。
- これにより、医療費の適正化等を実現。

KPI（進捗）： 介入による生活習慣病等の改善者数

KPI（効果）： 健康情報を活用し生活習慣病予防等に取り組む保険者数

・ 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業の推進

- 健康・医療分野（介護・福祉分野を含む。）の大規模データの分析結果を利活用するため、データの標準化と人工知能を用いた恒常的な仕組みづくりが必要。
- 平成 30 年度に評価委員会での研究成果の検証等を踏まえて、実現可能性の高い活用例について試験的運用を開始。平成 31 年度に本格運用を行い、医療の質向上・均てん化・診療支援等に必要なエビデンスの提供を目指す。

KPI（進捗）： 評価委員会で研究成果の検証及び採点を行い、採択及び継続となった研究数

・ 利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等

- ロボット技術の介護利用については、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現に向けて取り組むことが重要。
- 平成 29 年度内に重点分野の再検証を行い、平成 30 年度以降の新たな開発支援対象に反映。また、介護報酬改定等での評価を検討。
- 介護現場のニーズを開発シーズと繋げられるよう、現場主導のロボット開発を実現。

KPI（進捗）： 開発数

KPI（効果）： ロボット介護機器の国内市場規模

・ 高精細映像データの収集・解析および AI を通じた診療支援

- 高精細技術を活用した医療機器等の医療上の有用性等の検証を行うとともに、高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的方策と課題の検討・検証等を実施。

- 臨床試験の実施を通じて、8K等高精細技術を活用した内視鏡システムの試作機を平成30年度までに開発し、平成31年度までに内視鏡診断支援システムの試作機を開発。
- これらを通じて、安全な手術等による根治性や治療後のQoLを向上。

KPI（進捗）：試作機の開発状況

KPI（効果）：臨床試験時のQoLの改善状況

・ 診療データを活用したICT・AI等を用いた診療支援機器の研究開発

- 医療分野へのICT技術やAI等の活用が進んできているものの、収集した診療情報を集計・分析して治療に活用する医療機器の開発は発展途上。
- したがって、上述の診療情報のセキュリティ対策や品質確保の観点にも留意しつつ、診断支援機器・システムを開発し、臨床現場で利用可能とすることが重要。
- これに関し、平成32年度までに、5種類以上の革新的医療機器・システムの実用化を目指す。
- これら診療情報等を活用した新たな医療機器・システムにより、医療の質を向上。

KPI（進捗）：革新的医療機器

KPI（効果）：システムの実用化件数

<観光分野>

・ 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証

- 多言語音声翻訳技術にディープラーニングを搭載して翻訳精度を向上し、平成32年度に導入機関数100件の社会実装を目指す。

KPI（進捗）：導入機関数

<農林水産分野>

・ ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現

- 農林水産業の現場では、依然として労働負荷が大きい作業や人手に頼る作業が多く、農業現場の生産性向上や農作業の負荷軽減が課題。
- 平成32年度までに、最適な水管理の自動化技術の開発による圃場^ほにおける水管理労力の50%以上削減、複数の農作業機の自動作業技術の開発による労働コストの半減等を達成。
- これにより、農業の国際競争力の向上、担い手不足の解消を実現。

KPI（進捗）：省力化に貢献するロボット等の実用化数
KPI（効果）：ロボット等の導入により効率化された作業等

・ 農業における AI、IoT、ロボット、準天頂衛星等の先端技術の活用に向けた研究開発

- 農林水産業の現場における人手不足等の様々な課題を解決し、生産性を抜本的に改善するため、AI、IoT、ロボット等の革新的技術の活用に向けた研究開発に取り組む必要性が存在。
- 農業機械の平成 30 年度までの有人監視下での圃場内の自動走行システムを市販化、平成 32 年までに遠隔監視下での無人システムを実現し、農林水産業・食品産業分野での省力化等に貢献する新たなロボットを 20 種類以上市場へ導入。
- これにより、夜間走行や複数台同時走行等を実現し、これまでの作業限界を打破することで、農業の産業競争力の強化、担い手不足の解消を実現。

KPI（進捗）：研究開発されたロボット数、無人走行システムの実現
KPI（効果）：省力化などに貢献する新たなロボット数

<インフラ・防災・減災等分野>

・ 豪雨・竜巻予測技術の研究開発

- 災害発生件数が多い我が国では、国民に対し高精度・高密度な災害発生予測による迅速な避難指示等の対策が急務。
- 平成 30 年度末までに豪雨・竜巻予測の高頻度・高密度化のための最新気象観測装置(MP-PAWR)等の研究開発を行い、1 時間先の局地的豪雨予測、強風域予測を実現。
- これにより、災害発生前に国民に対し、迅速な避難指示等ができ、安全・安心な社会の実現に寄与。

KPI（進捗）：局地的豪雨予測、強風域予測精度

<移動分野>

・ 「官民 ITS 構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進⁶⁰

- 高度自動運転（SAE レベル 3 以上）の社会実装に向け、「ドライバーによる運転」を前提としたこれまでの交通関連法規の見直しが必要。
- 平成 29 年度を目途に自動運転車両・システムの特定制と安全基準の在り方、交通ルールの在り方、自賠責保険を含む責任関係の明確化等を検討するため、高度自動運転実現に向けた政府全体の制度整備の方針（大綱）を策定。
- また、自動運転に必要となる官民それぞれが保有するデータのダイナミック・マップ⁶¹への活用方法について、オープンデータ化も含め検討。
- これにより、平成 32 年以降の高度自動運転の社会実装を実現。

・ 自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進

- 生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、人手不足が深刻化している物流分野への対応等が喫緊の課題。
- 官民 ITS 構想・ロードマップ 2017（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部決定）を踏まえ、高速道路での隊列走行を早ければ平成 34 年に商業化することを目指し、平成 32 年に高速道路（新東名）での後続無人での隊列走行を実現するため、平成 29 年度中に後続車有人システム、来年度に後続車無人システムの公道実証を開始し、また、無人自動運転による移動サービスを平成 32 年に実現することを目指し、平成 29 年度から、道の駅など地域における公道実証（遠隔運行によるものを含む）を全国 10 カ所以上で実施。
- こうした実証プロジェクトを積み重ね、自動運転の社会実装を実現。

KPI（進捗）： 高速道路でのトラック隊列走行・無人自動運転による移動サービスの実証プロジェクトの実施

KPI（効果）： 自動運転の社会実装

・ 小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進

- 無人航空機について、平成 30 年（2018 年）には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020 年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める必要。

⁶⁰ 引き続き高度自動運転システム（自家用、物流、移動サービス等）に係る取組推進と目標達成を図る。

⁶¹ 時間とともに変化する動的データ（動的情報、準動的情報、準静的情報）を高精度 3 次元地図（自動走行用地図）に紐付けしたもの。このうち高精度 3 次元地図については、民間企業の出資による基盤整備会社により協調領域として整備が進んでいる。

- 福島浜通り地域の実証フィールドを活用して機体の性能評価基準を本年度中に策定し、複数の機体の同時活動を可能とする運航管理システム・衝突回避技術等の開発や国際標準化を推進。目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、調査・検討を推進。補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を本年度中に明確化し、航空法に基づく許可・承認の審査要領を来年度早期に改訂するとともに、関係者との合意形成・安全対策の策定に取り組む協議会を活用した申請手続の合理化を検討。
- これらの取組等により、ドローンの産業利用の促進を図る。

II-1-(9) 人材育成、普及啓発等【基本法第17条、第18条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 広く国民がデータ活用のリテラシーを高めるとともに、専門的な教育を受けることで経済成長や社会課題の解決を図ることが期待される。こうしたことから、IoT、ビッグデータ、AI等が発達した社会においても活躍できる人材の育成等に資する取組（プログラミング教育、社会人の学び直しの推進等）を実施している。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ AI、IoT等を有効に活用するために不可欠なデータ活用に係る専門的な知識や技術を有する人材の育成について、政府一体となって計画的に実施

- 第四次産業革命に求められる新しい内容の仕事に対応するため、必要なマインド・能力・リテラシーをもった人材の育成が急務。
- 政府における既存の各取組を踏まえた計画的な人材育成に取り組む。
- これらの人材が核となり新たな製品・サービスが供給され、異分野連携、各分野における既存手法の改善、産業構造の転換が進み、経済成長と社会的課題解決を実現。

KPI（進捗）：データ活用人材に係る最新のITスキル標準の体系と其中での各育成計画

・ 小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材やeラーニング等の活用の促進

- 小学校におけるプログラミング教育が必修となる中、教員による指導を支援する体制が必要。
- 平成29年度を目途に、「未来の学びコンソーシアム」において、外部人材やeラーニング等の活用のための仕組みの構築を開始し、平成32年度

までに学校のニーズに応じた外部人材及び e-ラーニングなどの教材活用を可能とすることを目標として推進。

- 民間との連携により、教員による指導を支援する外部人材の確保や、学校のニーズを踏まえた教材の開発促進等により、これからの社会を担う次世代への適切な教育が行われ、官民データ活用の基盤となるリテラシーの育成が期待。

KPI（進捗）：官民コンソーシアム（「未来の学びコンソーシアム」）における学校の外部人材や e-ラーニング等の教材の活用校数

・ 不足するセキュリティ・IT人材の計画的な育成

- セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務。
- 平成 29 年度から「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」（平成 29 年 4 月 18 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）にのっとった取組を推進。経済産業省では、サイバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を平成 28 年 10 月から開始。平成 32 年度までに登録者数 3 万人超を目指す。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功をはじめ、重要インフラ等のサイバーセキュリティ対策の向上など、我が国のセキュリティレベルの向上を通じ、官民データ利活用を推進。
- 「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に基づき、各府省庁は、平成 28 年度に策定した「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を着実に推進し、民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材の育成等を図る。

KPI（進捗）：平成 32 年度までに情報処理安全確保支援士の登録者数 3 万人超、政府機関におけるセキュリティ・IT人材としての研修受講者数

・ 社会人の学び直しの推進（技術系人材の再教育）

- 新サービスの創出等を通じた事業者の競争力強化、再雇用機会の創出等を図るため、技術系人材の再教育（リカレント教育）等の環境整備が必要。
- 平成 29 年度中に再教育に必要なプログラム等の体系を整理し、着手可能なものから順次開始。こうした取組を通じ、平成 37 年までに ICT 人材を 200 万人倍増に寄与するとともに、ICT 企業はもとよりユーザー企業を含めた ICT 人材の創出を目指す。
- 企業の競争力強化、再雇用機会の創出等を図ることにより、経済成長、社会課題解決に寄与。

KPI（進捗）： キャリアアッププログラム、教育訓練講座、IPA、NICT 等におけるリカレント教育実施者数、大学・専門学校等での社会人受講者数

・ IoT ネットワークを運用・管理する人材の育成

- IoT 時代のネットワークにおいては、多様なサイズのデータの流通や変動の激しいトラフィック（通信）を処理することが求められ、ソフトウェアを活用した新たな運用・管理が不可欠となるため、ソフトウェア制御等、ネットワークの柔軟な運用スキルを持つ人材の育成が必要。
- 平成 29 年以内に、ソフトウェア・仮想化技術等を活用したネットワークの運用・管理に必要なスキルを明確化するとともに、スキルを身に付けるための実習・訓練を開始、スキルの認定を一貫して行う体制を立ち上げ、実習・訓練を開始。平成 32 年には、推進体制等を通じて定常的に人材育成を実施。
- ソフトウェア技術を用いてネットワークを運用・管理できる人材を育成することにより、IoT 時代の膨大かつ多様なデータ流通を支えるネットワークインフラの強化を図り、新たなサービスの促進を加速。

KPI（進捗）： 人材育成講座を修了し、スキルの認定を受けた技術者等の人数

・ 若年層に対するプログラミング教育の普及推進

- 子供たちの論理的思考力や創造性等を高める観点から、クラウドや地域人材を活用した、プログラミング教育の実施モデルを開発・普及し、将来の我が国の社会経済を支える人材を育成。
- 平成 28 年度中に、放課後・休業日等の課外において民間（大学を含む。）主導で開発した標準的な実施モデル（11 件）に基づき、平成 29 年度中には、標準的な実施モデルとして 19 件の事例を拡充するとともに、障害のある子供に対する実施モデルの 10 件以上の事例を確立する。更に、プログラミングに関して高い興味・関心を示す児童生徒等が継続して学習できる教材について 30 件の事例を検証。
- 検証の成果については、「未来の学びコンソーシアム」とも連携して、プログラミング教育の提供事例を発信していくことで、学校教育におけるプログラミング教育の円滑な必修化に寄与。

KPI（進捗）： 事例の採択件数

KPI（効果）： 障害種別に応じて確立した実施モデルの数

・ プログラミングなど IoT に関する地域における学習環境づくり手法の検討

- 学校でのプログラミング教育を通じて、児童生徒が例えば、学内のみならず、社会人、高齢者、主婦など地域住民と共に学べる受け皿を作ることが重要。

- 平成 30 年度末までに、地域において児童生徒等が発展的・継続的に学べる環境づくりの在り方について中間取りまとめを実施。平成 31 年度末までにガイドライン(ガイドラインに基づく活用事例の創出計画を含む。)を策定。

KPI (進捗) : 学校でのプログラミング教育を通じて IT への興味・関心を高めた児童生徒等に対し、地域における発展的・継続的に学べる環境づくりに資するガイドラインの策定

KPI (効果) : 活用事例数

・ シェアリングエコノミーサービスの普及⁶²

- シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体への派遣や、地方公共団体と民間事業者をマッチングする仕組みの整備、連携実証を進め、シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体の事例を平成 32 年度中に 100 団体で実現することを見据え、平成 29 年度中に少なくとも 30 団体で創出することを目指す。
- 地域の既存のリソースの有効活用等による地域活性化、行政・公共サービスを補完するサービスの提供、地域における共助の仕組みの充実を進展させ、地域の諸課題を解決・改善。

KPI (進捗) : シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体数

KPI (効果) : 解決・改善された地域課題数

・ テレワークの普及

- テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、ガイドラインや表彰等の普及啓発の推進、サテライトオフィスの整備等を通じて、平成 32 年における KPI の目標値達成を図る。
- 国家公務員については、平成 32 年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。
- 働き方改革の一助となり、労働者、事業者、その顧客の三方にとって効率的な結果が得られ、ワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

⁶² 本年 1 月に設置したシェアリングエコノミー促進室を中心に、シェアリングエコノミーサービスを活用して地域の課題解決を図ろうとする地方公共団体の事例等を全国に展開。

KPI（進捗）：平成 32 年には、テレワーク導入企業を平成 24 年度比⁶³で 3 倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成 28 年度比⁶⁴で倍増

KPI（効果）：働く者にとって効果的なテレワークを推進

・ 「異能 vation」プログラムの推進

- 我が国の持続的な経済成長を図るためには、イノベーションの創出を加速化し、斬新な価値を創造することのできる、突き抜けた技術課題の発掘が重要。
- 破壊的イノベーションの種となるような技術課題を公募し、その挑戦への取組を支援する「異能 vation」プログラムを推進。
- ゴールへの道筋が明確になる価値ある「失敗」を高評価し、野心的な技術課題への挑戦を奨励するとともに、企業等とのマッチングによる技術の社会展開を促進。

KPI（進捗）：公募への応募倍率

KPI（効果）：応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

・ テレワークの普及（再掲）

<ものづくり分野>

・ 官民データ利活用による中堅・中小企業の生産性向上

- 中堅・中小企業においても、官民データの利活用によって、生産性を上げ、企業価値を向上させることが重要。
- IT・ロボット導入に関する専門家の支援を平成 29 年度末までに 1 万社以上に対して行い、中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出を促進。

KPI（進捗）：IT・ロボット導入に関する専門家の支援実績

⁶³平成 24 年度のテレワーク導入企業率は 11.5%（通信利用動向調査）。

⁶⁴平成 28 年度の雇用型テレワーカーの割合は 7.7%（テレワーク人口実態調査）。

＜移動分野＞

・ 自動運転等の開発に必要なソフトウェア人材の育成

- 自動運転の開発に必要なソフトウェア人材を確保するため、開発に必要な能力を整理しつつ、シミュレーションに精通した人材や革新的な車載ソフトウェアの開発人材の育成システムを本年度内に確立する。

・ テレワークの普及（再掲）

Ⅱ－１－(10) 国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第19条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 平成27年度から、政府CIO等が地方公共団体の首長等を訪問⁶⁵し、国のIT化・業務の見直し（BPR）やオープンデータの取組等の成果の地方への展開や、地方での優良事例（自治体クラウド等）の全国展開を通じ、国の施策と地方の施策との整合性の確保等を推進。

(分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策)

・ 地方の計画雛型の作成と計画策定支援⁶⁶

- 平成29年度秋頃を目途に計画雛型を作成し、地方公共団体向けの説明会を実施。平成32年度末までに、策定義務となっている全都道府県での計画の策定を目指す。

KPI（進捗）：地方の計画策定数

・ 地域におけるデータ利活用の環境整備

- 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、平成29年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る。
- これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現する。

⁶⁵ 平成29年5月時点で34団体訪問。

⁶⁶ 行政手続のオンライン化、オープンデータ化、自治体クラウド導入等、地方公共団体関連施策を記載しつつ、地方の計画策定に関し、国が支援。

II-1-(11) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

(分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策)

- ・ 国際的なデータ流通環境の整備に向けた、日米インターネットエコノミー政策協力対話、日 EU 間でのデータエコノミーに関する対話やG 7等の場を通じた、諸外国との協調の推進。
- ・ AI ネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトやリスクの評価の国際的な共有、関連する社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資するガバナンスの在り方に関するG 7、OECD 等の場における国際的な議論を通じた検討の推進。
- ・ 日 EU 間で個人データの円滑な越境移転のための環境を整備するための、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築に係る戦略的な取組を推進。
- ・ 個人データの越境移転を引き続き促進するための、企業認証である APEC 越境プライバシールール (CBPR: Cross Border Privacy Rules) システムの推進。
- ・ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT) を活用し、我が国の事業者による海外での通信事業を支援することを通じて、官民データ活用の基盤となる通信インフラの海外展開を促進。

索引

(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第 10 条関係】	39
行政手続等の棚卸し	39
地方一民の行政手続の棚卸し	39
民一民の取引における対面・書面原則の見直し	40
オンライン化原則に向けた法整備等	40
行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化	40
行政手続等における登記事項証明書の提出不要化	40
法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携	41
マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達	41
社会保険・労働保険関係事務の IT 化・ワンストップ化	41
住民税の特別徴収税額通知の電子化等	42
自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実	42
株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化	43
不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化	43
子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス	43
産業保安手続のスマート化	44
(2) オープンデータの促進【基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】、 データの円滑な流通の促進【基本法第 11 条第 3 項関係】	44
公開ルールの策定と、それに基づいた府省庁が保有する行政データの棚卸しの実施	45
官民ラウンドテーブルの開催と、民間ニーズに則したオープンデータ推進	45
オープンデータ・バイ・デザインの推進	45
地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進	46
都市計画に関するデータの利用環境の充実	46
不動産登記情報の公開の在り方の検討	47
登記所備付地図データの事業者等への提供	47
政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備	47
データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備	47
著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備	47
教育の情報化の推進	47
権利情報を集約したデータベースの利用促進	48
データ利用権限の明確化を通じたデータ流通・活用の促進	48
統計データのオープン化の推進・高度化	48
法人情報の利活用促進	49

訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）	49
農業関係情報のオープンデータ化の推進	49
気象情報の利活用の促進	50
公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進	50
i-Construction の推進による 3 次元データの利活用の促進	50
交通事故及び犯罪に係る情報の公開の在り方の検討	51
ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	51
公共交通機関の運行情報（位置情報等）等のオープンデータ化	51
(3) データ利活用のルール整備【基本法第 12 条関係】	52
いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	52
個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	52
IoT 推進コンソーシアム・IoT 推進ラボの取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成等	53
データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成	53
「IoT の面的展開」の推進	53
健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	54
匿名加工医療情報の作成に関する認定制度の整備	54
情報銀行等の仕組みを活用した観光おもてなしビジネス実現に向けた検討	55
金融分野におけるデータの利活用の推進	55
電子レシート（購買履歴）データの流通の検討	55
スマートホーム/ハウスの新サービス創出のためのルール整備	56
(4) マイナンバーカードの普及・活用【基本法第 13 条関係】	56
「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進	57
利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現	57
公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民の ID 連携推進	57
海外における公的個人認証サービスの継続利用	58
マイナンバーカードの多機能化の推進	58
マイナンバーカード等への旧姓併記等	58
コンビニ交付サービスの導入推進	59
マイナンバーカードを活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	59
住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進	60

災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討.....	60
(5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）【基本法第 14 条関係】.....	61
離島等の条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進.....	61
条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進.....	61
新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速.....	61
電気通信市場における競争促進.....	62
Web アクセシビリティ確保のための環境整備等.....	62
4 K・8 K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等.....	62
IoT 地域実装のための総合的支援.....	63
ICT 等を用いた遠隔診療の推進.....	63
事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組み構築.....	64
防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進.....	64
(6) 情報システム改革・業務の見直し【基本法第 15 条第 1 項関係】.....	65
国・地方を通じた行政全体のデジタル化.....	65
クラウド・バイ・デフォルト原則の導入.....	65
クラウド導入状況や個別団体の情報システム運用コストの「見える化」、導入加速 に向けた支援.....	66
地方公共団体ごとに管理者が別々となっている学校の校務システムの共同クラウド 化.....	66
校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化.....	67
政府情報システム改革.....	67
サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進.....	67
ブロックチェーン等を活用した政府の業務改革の推進.....	68
不動産登記情報等の行政機関間連携.....	68
医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化.....	69
指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベース の構築、活用促進.....	69
交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進.....	70
(7) データ連携のためのプラットフォーム整備【基本法第 15 条第 2 項関係】.....	70
分野横断的に連携できるプラットフォームの整備.....	70
データ利活用型 ICT スマートシティの推進.....	71
医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等 ID 制度導入.....	71

健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	72
電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策	72
観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」の開発・提供	73
銀行システムの API（外部接続口）の公開の促進（オープン API の導入）	73
電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討	73
事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融 EDI における商流情報活用の促進	74
農業情報の標準化の推進	74
農業データ連携基盤の構築	74
農地情報公開システムの機能拡充	75
森林施業集約化に向けた林地台帳の整備	75
海事生産性革命 (i-Shipping)	76
地理空間情報（G 空間情報）の流通基盤の整備等	76
国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	76
準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	77
自動車関連情報の利活用の推進（自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービス）	77
(8) 研究開発【基本法第 16 条関係】	77
データ活用基盤技術の強化として、次世代人工知能技術、5 G 等の研究開発の推進	78
AI を活用した「保健指導支援システム」の研究推進	78
個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業	79
臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業の推進	79
利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等	79
高精細映像データの収集・解析および AI を通じた診療支援	79
診療データを活用した ICT・AI 等を用いた診療支援機器の研究開発	80
多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証	80
ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現	80
農業における AI、IoT、ロボット、準天頂衛星等の先端技術の活用に向けた研究開発	81
豪雨・竜巻予測技術の研究開発	81
「官民 ITS 構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	82
自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	82
小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進	82

(9)	人材育成、普及啓発等【基本法第 17 条、第 18 条関係】	83
	AI、IoT 等を有効に活用するために不可欠なデータ活用に係る専門的な知識や技術を有する人材の育成について、政府一体となって計画的に実施	83
	小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材や e-ラーニング等の活用の促進	83
	不足するセキュリティ・IT 人材の計画的な育成	84
	社会人の学び直しの推進（技術系人材の再教育）	84
	IoT ネットワークを運用・管理する人材の育成	85
	若年層に対するプログラミング教育の普及推進	85
	プログラミングなど IoT に関する地域における学習環境づくり手法の検討	85
	シェアリングエコノミーサービスの普及	86
	テレワークの普及	86
	「異能 vation」プログラムの推進	87
	官民データ利活用による中堅・中小企業の生産性向上	87
	自動運転等の開発に必要なソフトウェア人材の育成	88
(10)	国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第 19 条関係】	88
	地方の計画雛型の作成と計画策定支援	88
	地域におけるデータ利活用の環境整備	88
(11)	国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	89